

独立行政法人日本スポーツ振興センター

東日本大震災特別弔慰金について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、被災された児童生徒等及びご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、ご不幸にもお亡くなりになった児童生徒等のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。

「東日本大震災特別弔慰金」を保護者の方に支給します

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、学校の管理下の児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）につき、当該児童生徒等の保護者の方に対し災害共済給付金を支払う災害共済給付制度を運用しております。

このたび、東日本大震災により学校の管理下で被災し、亡くなられた児童生徒等の保護者の方に対し、東日本大震災特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）500万円の支給を行うこととしました（注）。

○ 支給にあたって必要となる事項は次の3点です。

- ① 東日本大震災に起因して、児童生徒等が死亡されたこと。
- ② 学校の管理下で被災されたこと（通学途上に被災された場合も含まれます。）。
- ③ 死亡された児童生徒等が、センターの運用する災害共済給付制度に加入していたこと（学校を通じて加入しています。）。

○ 支給に当たっての手続きは、学校の担当者を通じて行うこととなります。

このため、保護者の方は、まず、学校の担当の方に相談していただくようお願いいたします。

（注） 災害共済給付制度には、このたびのような非常災害に関しては、法令に免責規定が設けられているため、東日本大震災に起因する災害については、災害共済給付制度に基づく給付は行わないこととしております。

このため、センターは独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定を設け、東日本大震災特別弔慰金を支給することとしました。

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書 附則 第1条の3

センターは、第36条に規定する業務のほか、東日本大震災に起因する学校の管理下における児童生徒等の死亡で令第3条第5項（災害共済給付制度）により死亡見舞金が支給されないものに対する東日本大震災特別弔慰金（支給額は、500万円）の支給を行う。

<請求にあたって留意していただきたい事項>

○ 保護者の皆様へのお願い

特別弔慰金を請求する際には、「死体検案書」又は「死亡診断書」が必要となります。行方不明の場合は、「戸籍謄本」等が必要となります。また、学校の災害共済給付の事務を担当している方へ、被災状況について説明していただくこととなります。

○ 学校の災害共済給付事務担当の皆様へのお願い

(1) 通学途上の災害について

通学途上の災害である場合は、「災害報告書」等の他、通学経路図（「通学中の災害に係る調書」）を作成していただくこととなります。災害発生場所の特定が困難である場合については、学校を出た時間、学校と自宅間の通学の経路、通学に係る時間等を記載し、目撃情報等を踏まえ、災害発生場所を特定していただくこととなります。

(2) 行方不明者の取扱いについて

行方不明の場合でも、「死亡届」が受理され、戸籍から除籍された場合は支給の対象となります。この場合は、戸籍から除籍されたことが確認できる「戸籍謄本」及び東日本大震災により行方不明となったことがわかる公的機関が証明する書類（「死亡届」等）を添付し、請求いただくこととなります。

